

音威子府村交通ターミナル多目的スペース利用規約

2025. 4. 1 時点
総務課地域振興室

本規約は、音威子府村交通ターミナル内に位置する多目的スペース（旧キヨスク跡）の利用にあたり、その条件を定めたものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

1. 多目的スペース設置目的

JR 北海道より、交通ターミナル内の駅構内売店（キヨスク）跡スペースの無償貸し出しを受け、本施設の活性化を目的とし、2021 年より地域住民の交流の場のみならず、ギャラリー空間や、イベント利用空間として不特定多数の方が活用可能な多目的スペースとして整備しました。

2. 多目的スペースの概要

- ・名称：音威子府村交通ターミナル多目的スペース
- ・管理者：音威子府村（総務課地域振興室）
- ・所在地：音威子府村交通ターミナル内（北海道中川郡音威子府村字音威子府 509 番地 40）
- ・面積：約 8.34 m²（間口 2.35m×奥行 3.55m×高さ 2.23m）

3. 利用対象者

- ・多目的スペースを利用できる者は、管理者から利用許可を得た者のみとします。
- ・多目的スペースの利用を希望される者は、本規約内容に承諾の上、所定の利用申請書に必要事項を記載の上、管理者に申し込んでください。
- ・個人、団体、住民グループ（村内居住有無を問わない）

4. 利用料金

無し

5. 利用可能期間

a) ギャラリー利用

- ・平面作品、立体作品、映像作品など、展示物は問いません。
- ・利用期間は、最低 1 週間～最長 2 ヶ月以内とします。

b) イベント利用

- ・利用期間は、最低 1 日間もしくは短期間（3 日間程度）とします。
- ・飲食物提供等に係る保健所への「臨時営業許可」等は、利用される方が別途手続きをして

ください。

- ・JR北海道とのスペース貸し出し契約上、「営利目的の使用は不可」となっていることから、事業所や個人事業主の方の販売利用はできません。※一部内容によっては、物販可能となる場合がありますので、ご相談ください。

c)その他

- ・上記以外の範囲で利用希望の場合は、別途ご相談ください。原則、「地域住民の交流機会」が主目的の利用は可能となります。

6. 貸出可能備品および使用可能設備等

◇展示什器

- ・ピクチャーレールワイヤー
- ・スポットライト
- ・床置き折り畳み看板（黒板）
- ・折り畳みテーブル
- ・ミニプロジェクター
- ・Bluetooth スピーカー

※その他、エコミュージアムおさしまセンターで所有している、アクリル什器（30cm 正方形）、ディスプレイ台（※白、サイズ色々）なども、未使用中であれば貸し出し可能です。

◇その他の備品

- ・テーブル
- ・椅子
- ・移動式カウンター（高、低）
- ・手指消毒機器（交通ターミナル内に設置の物、自動アルコール噴霧）
- ・業務用扇風機
- ・空気清浄機

- ・貸出希望備品の種類および個数については、事前にご相談ください。
- ・水道はありません。ただし、簡易手洗い設備付き移動式カウンター（高）を使用することは可能です。換気設備（天井換気扇）はありますが、煙や臭いが発生するものの使用等には事前にご相談ください。
- ・電源は、100w（10A）程度まで使用可能です。

7. 利用申請方法

別記（様式第1号）交通ターミナル多目的スペース利用申請書にご記入の上、総務課地域振興室までご提出ください。内容を確認ののち、利用可否を公式 LINE にてご連絡します。

※必ず利用希望期間の1週間前までにお申し込みください。

8. 申請後から利用後の流れ

- ・利用に係る情報（催しの情報、チラシ、写真、説明文など）については、会期前までにお知らせください。村 SNS や、村内回覧、新聞折込などで周知します。
- ・利用前日または当日に「搬入・設営」をお願いします。貸し出し什器、設備等をお渡ししますので、事前に搬入日時等をお知らせください。
- ・利用後（搬出時）に、貸し出ししていた物の返却と同時に、多目的スペースの原状復帰をお

願います。

9. その他

- ・交通ターミナル内に防犯カメラは設置していますが、多目的スペース利用中のトラブルや作品の破損等につきましては、責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。